明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令
（農林水産三八）　一

〔告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一二〇～一二七）　二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一二八～一三〇）　九
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（国土交通七〇六）　二

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示関係　四
会社その他
会社決算公告　五

省令

○農林水産省令第三十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月九日

農林水産大臣　江藤　拓